

事 務 連 絡
令和 4 年 2 月 2 5 日

別記関係団体 御中

厚生労働省保険局医療課

公知申請に係る事前評価が終了し、医薬品医療機器等法に基づく承認
事項の一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知しましたのでお知らせいたします。

保医発0225第2号
令和4年2月25日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

公知申請に係る事前評価が終了し、医薬品医療機器等法に基づく承認事項の一部変更承認がなされた医薬品の保険上の取扱いについて

適応外使用に係る公知申請についての事前評価が行われた結果、公知申請を行っても差し支えないとの結論が得られた下記の医薬品については、「公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて」（令和3年8月30日付け保医発0830第1号。以下「通知」という。）により、結論が得られた日から当該品目について追加が予定された効能・効果及び用法・用量を保険適用としたところです。（別添）

本日、当該品目について、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条第15項の規定に基づき、通知により保険適用とされていた効能・効果及び用法・用量の一部変更承認がなされたことから、通知を廃止するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

なお、今後の使用に当たっては、新しい添付文書を御参照ください。

記

1. 一般名：グラニセトロン塩酸塩
販売名：カイトリル注1mg、同注3mg、同点滴静注バッグ3mg/50mL及び同点滴静注バッグ3mg/100mL
会社名：太陽ファルマ株式会社

2. 一般名：オンダンセトロン塩酸塩水和物
販売名：オンダンセトロン注4mg シリンジ「マルイシ」
会社名：丸石製薬株式会社

保医発0830第1号
令和3年8月30日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

公知申請に係る事前評価が終了した医薬品の保険上の取扱いについて

本日開催の薬事・食品衛生審議会医薬品第一部会において、別添2の2成分5品目の適応外使用に係る公知申請についての事前評価が行われた結果、当該品目について公知申請を行っても差し支えないとの結論が得られたところです（別添2：令和3年8月30日付け薬生薬審発0830第4号・薬生安発0830第1号）。

これを踏まえ、別添1の2成分5品目について、今般追加される予定である効能・効果及び用法・用量を本日より保険適用とするので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

[別添1]

1. 一般名：グラニセトロン塩酸塩

販売名：カイトリル注 1 mg、同注 3 mg、同点滴静注バッグ 3 mg/50mL 及び同点滴静注バッグ 3 mg/100mL

会社名：太陽ファルマ株式会社

追記される予定の効能・効果：

術後の消化器症状（悪心、嘔吐）

追記される予定の用法・用量：

通常、成人にはグラニセトロンとして1回 1 mg を静注又は点滴静注する。なお、年齢、症状により適宜増減する。ただし、1日 3 mg までとする。

2. 一般名：オンダンセトロン塩酸塩水和物

販売名：オンダンセトロン注 4 mg シリンジ「マルイシ」

会社名：丸石製薬株式会社

追記される予定の効能・効果：

術後の消化器症状（悪心、嘔吐）

追記される予定の用法・用量：

成人

通常、成人にはオンダンセトロンとして1回 4 mg を緩徐に静脈内投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

小児

通常、小児にはオンダンセトロンとして1回 0.05～0.1mg/kg（最大 4 mg）を緩徐に静脈内投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

薬生薬審発 0830 第 4 号
薬生安発 0830 第 1 号
令和 3 年 8 月 30 日

各

都 道 府 県
保健所設置市
特 別 区

 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬品審査管理課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省医薬・生活衛生局医薬安全対策課長
（ 公 印 省 略 ）

新たに薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する
事前評価を受けた医薬品の適応外使用について

薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品については、平成 22 年 8 月 30 日付け薬食審査発 0830 第 9 号・薬食安発 0830 第 1 号厚生労働省医薬食品局審査管理課長及び安全対策課長連名通知「薬事・食品衛生審議会において公知申請に関する事前評価を受けた医薬品の適応外使用について」（以下「連名通知」という。）にて各都道府県衛生主管部（局）長宛て通知しましたが、令和 3 年 8 月 30 日開催の薬事・食品衛生審議会医薬品第一部会において、別添の医薬品について、医療上の必要性の高い未承認薬・適応外薬検討会議報告書に基づき、公知申請についての事前評価が行われ、公知申請を行っても差し支えないとされました。

つきましては、別添の医薬品について、連名通知における取扱いと同様の取扱いを行っていただきますよう、貴管下関係医療機関及び関係製造販売業者に対する周知徹底及び御指導方よろしくお願いいたします。

[別添]

1. 一般名：グラニセトロン塩酸塩

販売名：カイトリル注 1 mg、同注 3 mg、同点滴静注バッグ 3 mg/50 mL、同点滴静注バッグ 3 mg/100 mL

会社名：太陽ファルマ株式会社

追記される予定の効能・効果：

術後の消化器症状（悪心、嘔吐）

追記される予定の用法・用量：

通常、成人にはグラニセトロンとして1回 1 mg を静注又は点滴静注する。なお、年齢、症状により適宜増減する。ただし、1日 3 mg までとする。

2. 一般名：オンダンセトロン塩酸塩水和物

販売名：オンダンセトロン注 4 mg シリンジ「マルイシ」

会社名：丸石製薬株式会社

追記される予定の効能・効果：

術後の消化器症状（悪心、嘔吐）

追記される予定の用法・用量：

成人

通常、成人にはオンダンセトロンとして1回 4 mg を緩徐に静脈内投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。

小児

通常、小児にはオンダンセトロンとして1回 0.05～0.1 mg/kg（最大 4 mg）を緩徐に静脈内投与する。なお、年齢、症状により適宜増減する。